

# 子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当のお知らせ



## 子ども手当

次世代を担う子ども一人ひとりの成長と発達を社会全体で応援するため、昨年4月から始まっている手当です。

平成23年度は、9月分まで平成22年度と同じ内容で子ども手当を支給します。なお、10月分以降の支給は未定です。

### 【支給対象】

中学3年生までの児童を監護している方

### 【支給額】

児童1人につき月額1万3千円



## 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育する家庭(ひとり親家庭)の生活の

安定と自立の促進のため支給される手当です。

### 【支給要件】

次に該当する児童18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある者を監護し、かつ生計を同じくしている、ひとり親家庭の母または父、もしくは父母に代わって児童を養育している方が対象となります。

■父母が婚姻を解消(事実婚解消を含む)

■父あるいは母が、死亡または生死不明

■父あるいは母が、重度の障がい(国民年金の障害等級1級相当な)の状態

■父あるいは母に1年以上遺棄されている

■父あるいは母が、法令により引き続き1年以上拘禁されている

■婚姻によらないで生まれた

### 【支給制限】

■受給資格者が、老齢福祉年金以外の公的年金等を受給している場合は手当を受けられません

■受給資格者や同居扶養義務者の所得が制限額を超えている方は、一部あるいは全部が支給停止となります

### 【手当月額】

法律改正により、第1子目の手当

### ●手当月額

	全部支給	一部支給
平成23年3月分まで	41,720円	9,850円～41,710円
平成23年4月分以降	41,550円	9,810円～41,540円

月額が、4月分(8月支給)から変わります。なお、第2子加算額5千円、第3子以降の加算額3千円の金額は変更ありません。

### 【障害基礎年金の子の加算】

国民年金等の法律改正により、障害基礎年金の子の加算対象が拡大したことに伴い、児童扶養手当の手当額が、障害基礎年金の子の加算額よりも多い場合は、障害基礎年金の子の加算をやめて児童扶養手当を受給することができるようになりました。詳しくはお問い合わせください。



## 特別児童扶養手当

20歳未満で、政令で定める中程度以上の障がいのある児童を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育(児童と同居し、生計を同じくしている)している方を対象に支給されます。

ただし、児童が児童福祉施設に入所しているときは支給されません。また、受給資格者や同居扶養義務者の所得が、制限額を超えている場合は支給停止となります。

申込・問合せ 市福祉課児童福祉係、  
北村・栗沢支所保健福祉課